

入間市子ども・若者未来応援プランの中間年見直しの検討項目について

プランについて

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」をはじめ、妊娠、出産期から子どもの社会的自立までの各種関連計画を包含したものです。

【プランP. 7】

1 中間年の見直しについて

(1) 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」(令和4年3月18日 内閣府 事務連絡)について

①教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保の内容等の見直しについて

【プランP. 44 事業番号23】

ア) 令和3年4月1日時点における実績値を出します。量の見込みと、実績値の比較を行い、乖離が10%以上ある場合は、原則として見直しが必要と判断し、量の見込みの補正をします。

※ただし、形式的には10%の乖離に該当するものの、見直しの要否については、市町村の事情を踏まえて検討します。

イ) 量の見込みを補正した場合、必要に応じて提供体制の確保の内容及びその実施時期を変更します。

②その他、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保の内容等を必要に応じて見直します。

(2) 子ども・若者未来応援プランの全事業について

原則見直しは行いませんが、次のような場合において行います。

①施策の方向性、社会情勢の変更において必要な場合

②文言の修正、所管課の修正

2 プランの期間について

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
計画	本計画		計画の見直し	次期計画ニーズ調査	次期計画策定	次期計画
実行	→	→	→	→	→	
評価		●	●	●	●	●
改善		施策の改善・既存事業の見直し	施策の改善・既存事業の見直し	施策の改善・既存事業の見直し	施策の改善・既存事業の見直し	施策の改善・既存事業の見直し

3 見直しの体制

(1) 入間市児童福祉審議会【本会議】

(2) 入間市子ども・若者未来応援プラン策定委員会

- ・ こども支援部次長兼こども政策室長、地域子ども・子育て支援事業を所管する所属長等で構成
- ・ 子ども・若者未来応援プランの策定、実施及び進行管理に関する事項等を調査・検討

4 今後のスケジュール

年	月 日	内 容
令和4年	9月30日	第4回 児童福祉審議会
	10月中旬	第2回 子ども・若者未来応援プラン策定委員会
	10月28日	第5回 児童福祉審議会
	11月中旬	第3回 子ども・若者未来応援プラン策定委員会
	12月23日	第6回 児童福祉審議会
令和5年	3月中旬	見直し版の公表